

随意契約理由書

件名	西出高松前池線(南駒栄)電線共同溝整備工事その1	
契約の相手方	株式会社 合同建設	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、制限付一般競争入札として令和2年7月17日に入札価格の開札を行ったが、入札者なしであった。</p> <p>本工事区間は緊急輸送道路である。防災・減災、国土強靱化のための3ヵ年緊急対策として早期着手し、無電柱化の効果を発揮させる必要があり、また、参画企業(電力、通信関係等)による各建物への引き込み工事も予定されており、早急かつ遅滞なく整備を行う必要がある。</p> <p>契約相手方の選定にあたり、本工事の入札参加を希望した者に再度打診したが断られたため、電線共同溝工事の施工実績を有する者へ順に打診した結果、上記請負人から内諾を得た。上記請負人は、電線共同溝整備工事に精通した現場代理人・作業員が確保でき、本市道路事業の施工実績を有していることから、円滑かつ確実な施工が期待できる。</p> <p>以上のことから、本件は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当するため、上記請負人と随意契約を行い、早期に工事着手することとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局西部建設事務所安全推進係	(電話番号 742-2422)